

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）附則第 11 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 4 月 19 日

横浜市長 山 中 竹 春

1 協議の場を設けた区域の範囲

横浜市域

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 6 年 3 月 28 日

3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

74 経営体

| | | |
|---|----|--------|
| 〔 | 法人 | 9 経営体 |
| | 個人 | 65 経営体 |
| 〕 | | |

4 当該区域における農業の将来の在り方

次の方針に基づき、中心経営体への農地の集約化を進める。

- ・地域で信頼関係を築くことができる多様な担い手（中心経営体）を育成する。
- ・中心経営体や新規就農者、法人など多様な担い手に貸し付けられるよう、営農条件の悪い農地や遊休化した農地の復元を支援し、農地の集約化を推進する。
- ・農業経営の安定化を支援する。

5 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

安定した耕作の継続や収入の安定化につながるよう、農業生産基盤の整備を支援し、重点実施区域などを中心に農地中間管理事業を活用していく。